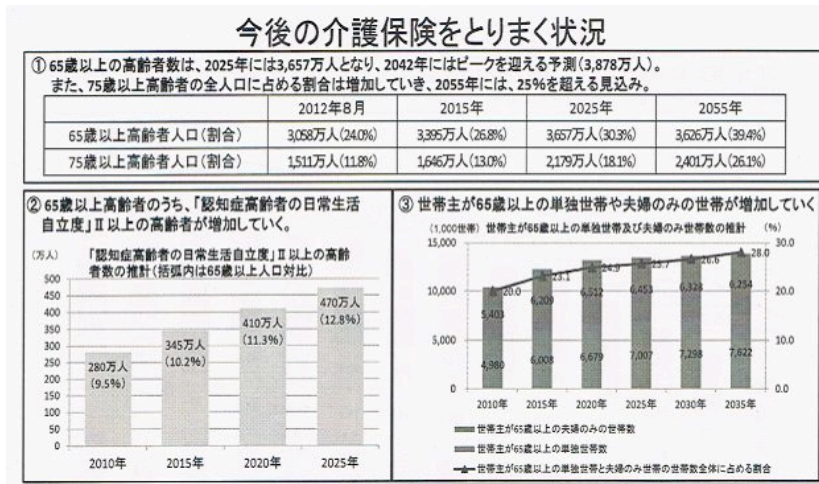


### 13. 介護保険制度改正を解説 ～それに向けた福岡市の対応～



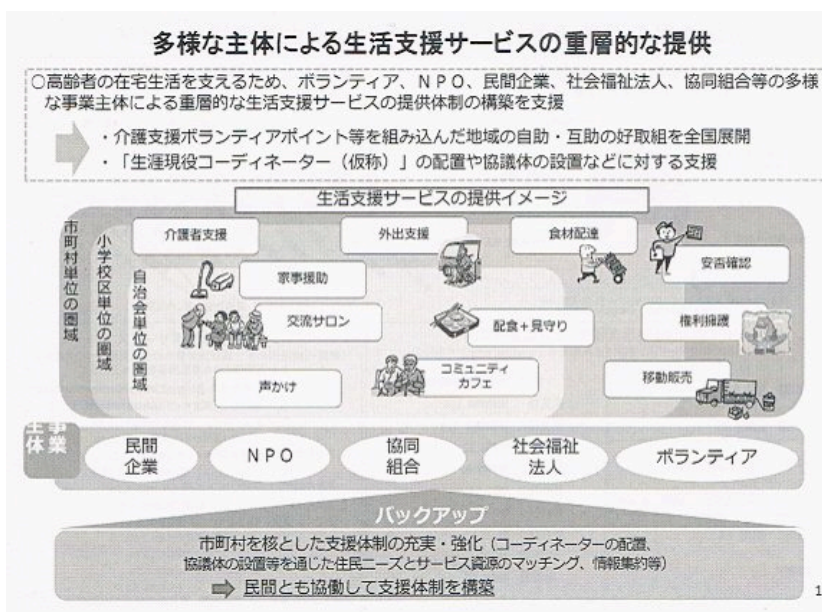
高齢化が進み家族だけでは介護しきれない状況が社会的に認知され、2000年から介護保険制度が始まりました。3年ごとに制度見直しがなされてきましたが、年々介護認定者が増え給付額が増え続けてきたことから、制度の運用が厳しく見直されてきました。2015年の改定の時期に当たり、

現状の制度のままであれば給付額が2013年度の9.4兆円が2025年には21兆円に、介護保険料も4,972円から8,200円になると見込まれるため、制度の見直しを進めるとしています。見直しの要点は、①サービス提供体制を見直す、②負担のあり方を見直す、です。

福岡市では、2015年の介護保険制度の見直しに向けて、自治協議会のあり方について検討を進めています。地域の助け合いやさまざまな団体組織と連携して住み続けられる街にしていくことが必要です。しかし、安易に介護経費を削減しようとして実態と合わないような状況にならないように、検証する仕組みが必要と考えます。

以下、2015年の見直しのポイントを解説します。

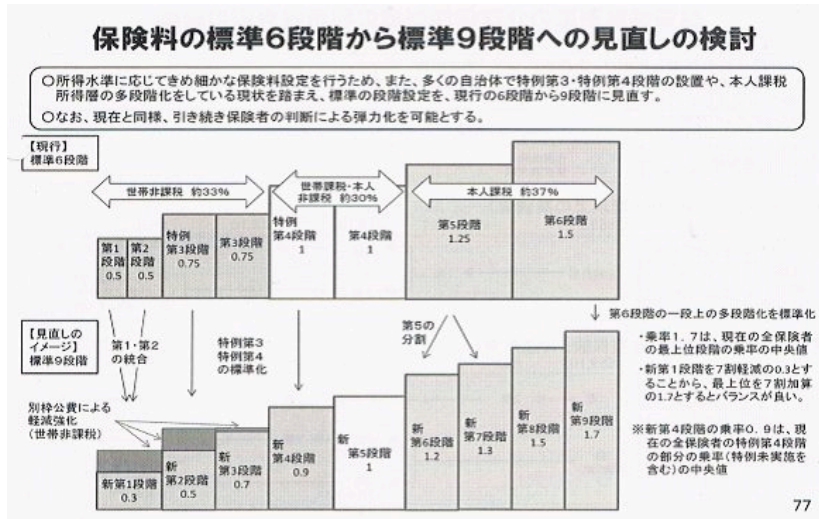
#### 1) サービス提供体制の見直し



サービス提供体制の見直しは、地域の民間事業者、医療機関、協同組合、地域住民、社会福祉協議会、NPOなどと連携して、地域包括支援体制を構築するというものです。施設介護を減らすために、地域で多様なサービスを提供することで、介護予防と在宅介護を進めるとしています。「要支援者」と認定されている人たちのできるだけ地域で受け入れることで介護保険給付を削減します。また、在宅

介護を進め、特別養護老人ホームには「要介護 3」以上の方しか入れないようにすることで、待機者が多い状況を解消し、介護保険給付を抑制するとしています。

## 2) 負担のあり方の見直し



介護保険の負担の見直しは、標準介護保険料を6段階から9段階に細分化します。一部の低所得者に対する軽減は進むものの、全体的には負担増を図っています。

またこれまですべての被保険者の負担は1割であったものを、一定基準以上の収入の方には2割負担を検討しています。具体的には

年金収入で年間280万円以上の方としています。

また、施設利用者のうち、低所得者に対する食費・居住費の負担を軽減している補足給付について、一定の資産を有する高齢者に対しては削減・廃止を検討しています。